

# 幼児教育・保育施設の職員や園児が新型コロナウイルスの感染者等になった場合の対応要領

令和2年12月18日

大分県こども未来課

- 本要領は、現時点における感染の状況を踏まえ作成したものであり、今後の感染状況の推移等を踏まえ、必要に応じて見直すことを予定している。
- 本要領に併せて、別紙「対応フロー図（以下の3種類）」を参照のこと。
  1. 職員・園児がPCR検査を受ける場合
  2. 職員・園児のPCR検査の結果が「陰性」の場合
  3. 職員・園児のPCR検査の結果が「陽性」の場合
- 「幼児教育・保育施設」とは、保育所・認定こども園・私立幼稚園・地域型保育事業・認可外保育施設を指す。

## 1 職員や園児が感染者となった場合について

### (1) 臨時休業の判断について

- ① 職員や園児が感染者となった施設について、県は市町村（大分市を除く。以下、同じ）に対して、保健所が行う濃厚接触者の範囲の特定や検査・消毒を行うのに必要な日数を踏まえ、臨時休業を要請する（私立幼稚園及び認可外保育施設へは、県から直接要請する）。市町村は、県からの要請を受け、施設と調整のうえ、臨時休業を判断する。

現在は、感染者が発生した後、1～3日の臨時休業を行う例が一般的であるが、接触者がいないなど、状況によっては臨時休業を行わない場合もあるため、県は保健所から施設への情報を踏まえ、市町村と協議のうえ、臨時休業を要請すべきか判断する。

- ② 職員や園児が感染者となった場合以外は、臨時休業は必要ない。

### (2) 感染者の出勤・登園について

感染者は、治癒し、医師の指示が出るまでは、出勤・登園できない。

### (3) 公表について

- ① 施設は、感染者の発生及び臨時休業等に関して、施設のホームページ等に公表するかどうか、及び公表する場合の公表日時等について、市町村担当課（私立幼稚園及び認可外保育施設は県）と協議する。
- ② 情報の公表にあたっては、感染者やその関係者などに不当な差別や偏見が生じないよう、人権の擁護と個人情報の保護に最大限の配慮を行う。

#### (4) 臨時休業の期間について

P C R 検査の結果、複数の陽性者が確認されるなど、施設内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、市町村担当課等と協議し、臨時休業の期間を延長するなど必要な対応を行う。

※濃厚接触者の人数が多い場合は、P C R 検査場所を施設で準備する場合も考えられるので、保健所の指示に従い対応すること。その場合、濃厚接触者で会場が混雑しないように時間や順番の調整を行うこと。

#### (5) 消毒作業等について

- ① 施設の再開に向けての施設内の消毒作業や再開の準備については、P C R 検査の対象でない職員が必要最小限の人数で行うことが望ましい。なお、消毒作業については、専門業者に委託することも可能である。
- ② 臨時休業期間中は、必要最小限の職員以外は自宅待機として、その間のサービスについては特別休暇など就業規則に基づいた対応を行うこと。

#### (6) 保育再開について

保育再開日に、確保できる職員が少なく提供できる保育を縮小する必要がある場合には、市町村担当課と協議する。

## 2 職員や園児が濃厚接触者と特定された場合について

### (1) 濃厚接触者の出勤・登園について

- ① 濃厚接触者と特定された職員や園児は、保健所からの指示により、P C R 検査の結果が判明するまで自宅待機となる。
- ② P C R 検査の結果、「陽性」と判定された場合は、保健所の指示に従い、治癒し、医師の指示が出るまでは、出勤・登園できない。
- ③ P C R 検査の結果、「陰性」と判定された場合は、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間の自宅待機とする。

### (2) 濃厚接触者以外の出勤・登園について

- ① 施設は、濃厚接触者以外の職員又は園児に対して、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間は健康状態を確認する（出勤や登園は可能）。
- ② 園児が保健所から濃厚接触者と保健所から特定されていなければ、登園は可能となる。たとえ、同居親族が、濃厚接触者と特定されても、園児が濃厚接触者と特定されていなければ登園できる。

- ③ 私立幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）及び幼保連携型認定こども園にあつては、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続可能な学校運営のためのガイドライン（令和2年6月5日付け2文科初第382号文部科学事務次官通知）」により、感染がまん延している地域（レベル2や3の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときには、出席停止の措置を取る旨の取扱いとされている。しかしながら、この対応にあつては、保護者の理解と協力を得ることが求められるため、個々の家庭の事情等を考慮のうえ、一方的に出席停止を求めることがないよう柔軟に対応すること。

### 3 濃厚接触者ではないが、発熱等によりPCR検査を受けた場合について

#### （1）発熱や呼吸器症状によるPCR検査について

発熱等の症状により、PCR検査を受けた結果、「陰性」と判定された場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となれば出勤・登園できる。

#### （2）医療関係者のPCR検査について

感染者が発生した医療機関等において、感染経路の特定等の観点から、濃厚接触者に限らず、勤務しているすべての医療従事者、職員及び入院患者にPCR検査を実施する場合がある。この場合、医療従事者等（＝濃厚接触者ではない）の検査結果が「陰性」であれば、引き続き勤務が可能（自宅待機不要）であり、その子どもについても登園自粛は要請しないこと。

### 4 発熱等の症状のある職員や園児の対応について

- ① 出勤・登園前に各家庭で体温を計測し、発熱や呼吸器症状が認められる場合には出勤・登園しないことを徹底する。
- ② 職員や園児で、発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、出勤・登園しないこと。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員・園児の健康状態に留意すること。
- ③ 受診する場合には、まずは、かかりつけ医など身近な医療機関に電話相談すること。どこの医療機関に相談するか迷う場合には、「受診相談センター」に電話相談すること。

【受診相談センター】097-506-2755（24時間対応）

※発熱を判断する際には、平熱に個人差があること、発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースがあることから、子どもの個々の取り扱いについては、かかりつけ医や嘱託医に相談のうえ対応すること。